

都道府県知事
各 指定都市長 殿
中 核 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所等における児童の健康診断について（通知）

保育所等における児童の健康診断については、学校保健安全法（昭和 33 年法第 56 号）の規定に準じて、児童の健康診断の検査項目については、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「省令」という。）第 6 条において規定する児童生徒等の健康診断の検査項目に準じて実施されているところである。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第 21 号）については平成 26 年 4 月 30 日に公布されたところであるが、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。これに伴い、別添「学校保健安全法施行規則の一部改正等について」（平成 26 年 4 月 30 日 26 文科ス第 96 号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）が発出されたところである。

下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対し、遅滞なくこれを周知し、その運用に遺漏なきよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 省令の一部改正の概要

児童生徒等の健康診断について、検査の項目並びに方法及び技術的基準を以下のとおり改正したこと。

- (1) 座高の検査について、必須項目から削除すること。
- (2) 寄生虫卵の有無の検査について、必須項目から削除すること。
- (3) 「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定すること。

2 留意事項

(1) 身長曲線・体重曲線等の活用による発育の評価について

座高の検査を必須項目から削除したことに伴い、児童生徒等の発育を評価する上で、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用することが重要となること。

(2) 寄生虫卵の有無の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について

寄生虫卵の有無の検査については必須項目から削除されたところであるが、寄生虫卵検査の検出率には地域性があり、これを実施する必要性は地域ごとに差異があることから、各都道府県知事、各指定市長及び各中核市長の判断において、今後も検査の実施や衛生教育の徹底などを通して、引き続き寄生虫への対応に取り組む必要があること。また、検査実施の判断に当たっては、嘱託医と相談する等が望ましいこと。

3 事後措置について

健康診断の結果、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、児童の健康の保持増進に役立てる必要があること。

(参考資料)

資料1：学校保健安全法施行規則の一部改正等について（平成26年4月30日26文科ス第96号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）【別添1】

資料2：「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて」（平成27年9月11日文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡）【別添2】

資料3：「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成27年度改訂）」（公益財団法人日本学校保健会） <http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?fct=photo&p=187>